

(仮称)今ノ山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する事前意見

番号	意見者名	要約書又は配慮書の該当ページ	原文	意見等	回答
1	用地対策課	要約書P3	事業実施想定区域の面積 約1,644ha	<p>1 土地取引の契約をしたときは、権利取得者(売買の場合であれば買主)は、契約者名、契約日、土地の面積、利用目的等を記入した知事あての届出書に必要な書類を添付して、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出て下さい。(国土利用計画法第23条第1項の規定に基づく土地取引の事後届出制) (取引の規模:面積要件) ① 市街化区域 2,000㎡以上 ② ①を除く都市計画区域 5,000㎡以上 ③ 都市計画区域以外の区域 10,000㎡以上</p> <p>2 高知県内の開発区域の面積が10ha以上の開発事業については、個別法に基づく許認可等申請手続きに先立ち、高知県土地基本条例の手続きが必要です。相談先:高知県土木部用地対策課 TEL:088-823-9817 (条例の主な手続き) ・開発計画書の提出による事前協議 ・開発計画の内容について、地元住民等の関係者への説明 ・地元住民等の関係者及び関係市町村の意見の尊重</p>	土地取引の契約をした際は、必要事項を記入した知事宛の届出書に必要な書類を添付し、契約を結んだ日を含めて2週間以内に土地の所在する市町村役場に届け出いたします。
2	工業振興課			<p>計画段階環境配慮書の内容には意見等は特にありませんが、事業実施想定区域内には鉱業権(四国経済産業局所管)が設定されている可能性がありますので、ご参考までに申し添えておきます。</p> <p><その他計画に関する意見等> ○根拠法令等 ①採石法(高知県工業振興課所管) ②鉱業法(四国経済産業局 資源・燃料課所管)</p> <p>①特に問題はありません。 ただし、事業実施想定区域内で岩石を採取し、その岩石を当該場所以外の場所において他の用に供する(販売若しくは他に使用する)場合は、採石法の適用を受けます。 ※既に他人によって分離されている石材を山から採取する行為であっても、土地の形状を変更する行為に該当し、また当該岩石採取場以外の場所において他の用に供することが伴えば、採石法の適用を受けることとなります。 ただし書きに該当する場合は、採石法第32条に基づき「採石業者の登録」を受けた後、採石法第33条に基づき「岩石採取計画」の認可を受ける必要がありますので、事前に県工業振興課へご連絡ください。</p> <p>②事業実施想定区域には、鉱業権が設定されている可能性があります。 鉱業権はその性質上、権利の譲渡及び内容の変更を伴うものであり、詳細については正確を期すため、四国経済産業局の「鉱業原簿の閲覧」をする、あるいは謄抄本の交付申請を行い確認してください。</p>	事業実施想定区域内における鉱業権の設定状況については、四国経済産業局へ確認いたします。
3	新エネルギー推進課	配慮書P159表4.1-1	「大気環境」のうち「振動」の項「施設の稼働」について	「大気環境」のうち「振動」については、発電所アセス省令では「施設の稼働」は参考項目となっていないが、『事業計画策定ガイドライン(風力発電)2019年4月改訂資源エネルギー庁』において「振動」について「地域住民との間で問題となるケースが報告されている」との記載がある。このため、項目の選定にあたっては、「振動」についても検討が必要であるとする。	アメリカ・カナダ風力エネルギー協会報告書(Wind Turbine Sound and Health Effects An Expert Panel Review)に、「風車による地盤振動は、人が探知できるほどの大きさはなく、また人に影響を与えるほどではない。」と記載されているとおり、風車の稼働に伴う地盤振動の影響は極めて小さいと考えております。「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」の記載意図は把握できておりませんが、こちらの「振動」は、おそらく低周波空気振動(参考項目における「超低周波音」に相当)を指しているものと考えます。
4	鳥獣対策課	要約書P37及び配慮書P185	(抜粋)コウモリについてはかすみ網やハーブトラップを用いた捕獲を実施していただきたい。	<p>事業実施想定区域内には、森林鳥獣生息地として県が指定している鳥獣保護区が一部含まれることから、当該鳥獣保護区に生息している準絶滅危惧種等への影響等について、より詳細な調査や予測を実施し、重大な影響を生じないよう、風力発電機の設置位置等を検討すると共に、必要に応じて環境保全措置を講じるよう、念のため申し添えます。</p> <p>かすみ網は猟具として禁止されています(販売も不可)。かすみ網ではなく、網と表記した方が好ましいと思います。</p>	当該鳥獣保護区に生息している準絶滅危惧種等への影響等については、より詳細な調査や予測を実施し、重大な影響を生じないよう、風力発電機の設置位置等を検討すると共に、必要に応じて環境保全措置を講じます。かすみ網による捕獲については、環境省の鳥獣捕獲許可が必要になるため、この捕獲許可を得た上での実施を予定しております。
5	文化財課	配慮書P52~93 配慮書P151,152	動植物の生息又は生育、植生及び生態系の状況 周知の埋蔵文化財包蔵地	<p>県西部では国指定天然記念物であるイヌワシやヤマメの生息や、県指定の天然記念物であるヤイロチョウの飛来が確認されています。調査段階で、国及び県指定の天然記念物が確認された場合には、当課に協議をお願いします。</p> <p>現在周知の埋蔵文化財は確認されておりませんが、工事中に遺構・遺物が確認された場合は、文化財保護法第96条の規定により直ちに工事を中止し、現状を変更することなく届出等をする必要がありますので、ご協力下さい。</p>	<p>現地調査において、国及び県指定の天然記念物が確認された場合はご連絡し、文化財課と協議を行います。</p> <p>工事中に遺構・遺物を確認した場合は、文化財保護法第96条の規定により直ちに工事を中止し、現状を変更することなく届出いたします。</p>
6	環境共生課	要約書P24、27~31 P32~33 P36~46 P53~54		<p>・高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に環境共生課へ協議のうえ、保全の措置をとること。</p> <p>・事業実施想定区域及びその周辺において希少野生動植物が生息・生育する可能性がある場合は、事業施工にあたっては、希少野生動植物への配慮をお願いします。また、工事実施箇所によっては、希少野生動植物の生息環境への一次的な影響が生じる可能性があるため、工事の施工にあたっては、配慮をお願いします。(高知県希少野生動植物保護条例第5条) 事業施工にあたっては、計画区域及びその周辺において、希少野生動植物の生息・生育状況等、環境への負荷について調査をすることに努めるとともに、生息・生育等が確認された場合、希少野生動植物へ与える影響を回避する又は回避困難等の事情によりやむを得ず影響を与える場合は、負荷を低減(移植、工法の変更等)するなどの措置をとり、希少野生動植物の保護に努めてください。</p> <p>・ニホンジカの食害被害が多い地域であるため、餌場や通行経路となる草地を作らないなど、希少野生植物への食害を拡大させない配慮をお願いします。</p>	<p>・高知県希少野生動植物保護条例により県指定希少野生動植物に指定されている動植物が事業実施想定区域において確認された場合は、事前に環境共生課へ協議を行い、必要に応じて保全の措置を行います。</p> <p>・事業の実施における希少野生動植物の生息・生育環境への影響に関しては、高知県希少野生動植物保護条例に記載のとおり、影響の回避・低減に努め、希少野生動植物に配慮してまいります。</p> <p>・ニホンジカの食害被害対策として、餌場や通行経路となる草地を作らないなど、希少野生植物への食害を拡大させないよう配慮に努めます。</p>
7	防災砂防課	配慮書P21 配慮書P153 配慮書P156	<p>・(4)輸送計画 今後の検討結果によっては、輸送計画を変更する可能性がある。</p> <p>・事業実施想定区域の周囲に砂防指定地が存在している。</p> <p>・事業実施想定区域の周囲に急傾斜地崩壊危険区域が存在している。</p> <p>・図3.2-16 土砂災害警戒区域の指定状況</p>	<p>・工所用資材等の搬入路として予定している既存道路について、既存道路を拡幅する場合でも、砂防指定地内、急傾斜地崩壊危険区域内であれば、知事の許可を要する場合があります。</p> <p>・砂防指定地内、掘削等の治水上砂防の観点から影響がある行為をする場合は、高知県砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に基づき、知事の許可を要します。</p> <p>・急傾斜地崩壊危険区域内で、急傾斜地の崩壊を助長、又は誘発する恐れのある行為をする場合は、高知県急傾斜地崩壊危険区域の指定地管理規則第3条第1項の規定に基づき、知事の許可を要します。</p> <p>・土砂災害警戒区域について、指定がない場合でも今後指定される可能性があります。高知県防災砂防課のホームページで、基礎調査の結果を公表していますので、確認をお願いします。</p>	<p>・砂防指定地内、急傾斜地崩壊危険区域内の既存道路を拡幅する場合は、必要に応じて知事の許可を取得いたします。</p> <p>・砂防指定地内、掘削等の治水上砂防の観点から影響がある行為をする場合は、高知県砂防指定地管理条例第4条第1項の規定に基づき、知事の許可を取得いたします。</p> <p>・急傾斜地崩壊危険区域内で、急傾斜地の崩壊を助長、又は誘発する恐れのある行為をする場合は、高知県急傾斜地崩壊危険区域の指定地管理規則第3条第1項の規定に基づき、知事の許可を取得いたします。</p> <p>・土砂災害警戒区域については、高知県防災砂防課ホームページを参照し、最新の情報を確認いたします。</p>

(仮称)今ノ山風力発電事業に係る計画段階環境配慮書に対する事前意見(庁内)

8	環境対策課	配慮書P134 配慮書P135 配慮書P139	表3.2-24,表3.2-25 表3.2-27 表3.2-31(1)	市告示の記載がありません。 一定規模(3,000m ²)以上の土地の形質変更該当する場合、原則として土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出が必要となる。 3,000m ² 以上の土地の土砂等による埋立て等(土地の埋立て、盛土その他の土地へのたい積をする行為)であって、高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項各号に該当しない場合は、特定埋立事業の許可申請が必要となる。	土佐清水市にヒアリングを行った結果、騒音、振動及び悪臭の規制基準について土佐清水市では告示を出していないとご回答をいただいております。 一定規模以上の土地の形質変更該当する場合は、土壤汚染対策法第4条第1項に基づく届出をするようにいたします。 また、3,000m ² 以上の土地の土砂等による埋立て等に該当し、かつ高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例第10条第1項各号に該当しない場合は、特定埋立事業の許可申請をするようにいたします。
9	農業基盤課	要約書P3	2.2.4第一種事業の実施が想定される区域及びその面積	本事業により設置される施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行ってください。	施設の設置場所が、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法に基づく手続きが必要な土地である場合は、当該市町村の農振制度担当課及び農業委員会を通じて適切な手続きを行います。
10	河川課	要約書P19	本事業により設置される風力発電機の配置計画は現在検討中であるが、2.2.4項で設定した風力発電機の設置予定範囲にて検討する。	・造成工事等の際に事業実施区域に近接する河川の流域の変更が無いよう配慮すること。 ・河川区域内に工作物を設置する場合は、河川管理者(幡多土木事務所)に河川法に基づく許可申請を行うこと(河川法第24条、26条) ・事業実施区域からの排水により県管理区間への洪水や土砂の流出が生じないよう、調整池や沈砂地を設置する等の適切な対応を行うとともに、必要に応じ河川管理者(幡多土木事務所)と協議を行うこと(法第2条、29条)	・造成工事等の際には、事業実施区域に近接する河川の流域の変更が無いよう配慮いたします。 ・現状、河川区域内に工作物を設置することは想定していませんが、該当する場合は、河川管理者(幡多土木事務所)に河川法に基づく許可申請を行います。 ・事業実施区域からの排水により県管理区間への洪水や土砂の流出が生じないよう、調整池や沈砂地を設置する等の適切な対応を行うとともに、必要に応じ河川管理者(幡多土木事務所)と協議を行います。
11	治山林道課	配慮書 P7 図2.2-2 P8 19-32行目 P12 図2.2-6 P15 図2.2-9(1) P92 表3.1-35 P93 図3.1-27 P106 5-6行目表3.2-27 P107 図3.2-2 P111 図3.2-5 P153 9-12行目 P154 図3.2-14 P157 表3.2-40 P206 13-15行目 P207 図4.3-6 P208 8-11行目 P209 5-12行目 P224 表4.4-1(3) 要約書 P7 図2.2-2 P8 20-32行目 P12 図2.2-6 P15 図2.2-9(1) P24 表3-1 P25 表3-2 P33 表4.3-1(2) P46 図4.3-6 P54 表4.4-1(3)		保安林は、制度の趣旨からして森林以外の用途への転用を抑制すべきものであり、やむを得ず転用のための保安林の解除を行う場合であっても、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるものとされています。 保安林については、公益上の理由により必要が生じたとき又は、指定理由が消滅したときは、保安林の指定の解除手続きが必要です。 地域における土地利用の状況等から見て、その土地以外に適地を求めることができないこと、保安林の転用に係る面積が、目的を実現する上で必要最小限であること、事業等を行うため当該保安林と併せて使用する土地について、使用する権利を有していること等が解除の要件となります。 なお、開発行為が、保安林の土地の形質変更行為の許可基準内であり、保安林の指定の目的に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合は、保安林解除ではなく、作業許可により開発が可能です。 また、地域森林計画の対象となっている民有林(保安林、保安施設地区、海岸保全区域を除く)において、土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する開発行為で、専ら道路の新設又は改築を目的とする行為でその行為に係る土地の面積が1ヘクタールをこえるものにあつては道路(路肩部分及び屈曲部又は待避所として必要な拡幅部分を除く。)の幅員3メートル、その他の行為にあつては土地の面積1ヘクタールをこえる場合は、森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受ける必要があります。	保安林をやむを得ず、転用のための保安林の解除を行う場合は、保安林の指定の目的並びに国民生活及び地域社会に果たすべき役割の重要性にかんがみ、地域における森林の公益的機能が確保されるよう森林の保全と適正な利用との調整を図る等厳正かつ適切な措置を講ずるとともに、当該転用が、保安林の有する機能に及ぼす影響の少ない区域を対象とするよう努めるようにいたします。 保安林については、開発行為の内容等により、保安林の指定の解除手続きや作業許可の申請を行うようにいたします。 また、地域森林計画の対象となっている民有林において、ご指摘いただいた開発行為を実施する場合は、森林法第10条の2に基づく高知県知事の許可を受けるようにいたします。
12	都市計画課			意見はありません。 なお、風力発電機並びに風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する施設を建設する目的で行う土地の区画形質の変更については、都市計画法で規定する開発行為に該当しないことから、開発許可を要しません。	承知いたしました。
13	森づくり推進課	配慮書P104	(2)林業 事業実施想定区域周囲の自治体及び高知県における平成27年2月1日現在の所有形態別林野面積は表3.2-4のとおりである。 林野面積計は、土佐清水市では22,699ha、三原村では7,403haである。	地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行ってください。 森林法第10条の8の規程による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出してください。 伐採対象地が森林経営計画区域内の場合は、森林法第15条の規定による「森林経営計画に係る伐採の届出書」を提出してください。 また、森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出してください。 地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出してください。	・地域森林計画対象森林を伐採する場合は、該当する地域の地域森林計画、市町村森林整備計画に適合した方法で行います。 ・森林法第10条の8の規程による「伐採及び伐採後の造林の届出書」を提出いたします。 ・伐採対象地が森林経営計画区域内の場合は、森林法第15条の規定による「森林経営計画に係る伐採の届出書」を提出いたします。 ・森林法第12条の規定による森林経営計画の変更が必要な場合は、変更認定請求書及び変更後の森林経営計画書を提出いたします。 ・地域森林計画対象森林において、新たに森林の土地の所有者になった場合は、森林法第10条の7の2の規定による「森林の土地の所有者届出書」を提出いたします。
14	木材増産推進課			計画地域内の森林部分においては、造林事業などの補助事業により、間伐等の森林整備や森林作業道の開設を実施している場合があります。 補助事業を実施した森林では、補助金の交付を行った年度の翌年度から起算して5年又は10年(※補助メニューによってはそれ以上の年数の場合もあります。)以内に補助目的及び森林以外の用途への転用が禁止されており、やむを得ず対象森林の全部若しくは一部の転用を行う場合には補助金返還の対象となります。 このため、森林を森林以外の用途に転用する場合には、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を確認し、補助金返還対象となる場合には、返還手続きを行う必要があります。	森林を森林以外の用途に転用する場合は、あらかじめ、対象森林の補助事業の履歴を事前に確認いたします。
15	漁業管理課	要約書P41 表4.3-4(1) 配慮書P112	(3)漁業による利用 事業実施想定区域及びその周囲の河において、「漁業法」(昭和24年法律第267号、最終改正:平成30年12月14日)に基づく内水面漁業権の設定された河川はない。	水産資源保護法に基づき高知県内水面漁業調整規則によって、「水産動植物に有害な物を遺棄し、又は漏せつてはならない。」と規定されていますので、開発に係る排水について十分な管理を行ってください。 根拠法令等 ・水産資源保護法第4条第2項第4号 ・高知県内水面漁業調整規則第24条第1項	水産資源保護法及び高知県水面漁業調整規則に規定されているとおり、開発に係る排水について十分に管理するようにいたします。